

昭和47年第2回宜野湾市議会（定例）会議録

6月28日（第1日目）

午前10時3分 開議
午後11時36分 散会

1. 出席議員（18名）

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	7番 宮 城 仁 孝
8番 又 吉 正 弘	9番 徳 重 敏
10番 比 嘉 守 盛	12番 崎 岡 正 博
13番 堀 原 源 信	14番 仲 村 孝 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 隆 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波 敏 裕次郎

2. 欠席議員（2名）

9番 宮里 敏行 19番 玉那覇 行昭

3. 出席説明員

市長 崎 岡 健一郎	助役 久 比 安 一
収入役 島 好 永	総務部長 伊 礼 徳 元
経済民生部長 多和田 真 一	建設部長 新 垣 信 介
水道部長 仲 村 孝 盛	消防長 大 城 仁 孝
教育長 知 念 敏 吉	企画部長 武 島 繁
総務課長 辺 土 名 朝 敏	財政課長 玉 木 忠 一
市民税課長 古波 敏 信 三	資産課長 武 島 正 孝
市民課長 宮 城 信 光	社会課長 比 嘉 盛 光

保険年金課長	知念和夫	衛生課長	伊佐文誠
農林課長	崎岡政光	商工観光課長	米須清彦
施設課長	具志留榮	都市計画課長	我如古善一
土木課長	高宮城昇	下水道課長	松川榮一
営業課長	奥里将弘	工務課長	金城健榮
会計課長	天久爽	教育委員会総務課長	仲村信吉
教育委員会教育課長	菅天間朝智	消防本部総務課長	国吉真鏡
消防本部消防課長	朝原盛真		

4. 議会事務局出席者

事務局長	末吉健男	庶務係長	照屋 誠
庶務係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

5. 議事日程(第1号) 昭和47年6月28日(水)

諸般の報告
日程第1 会議録署名議員の指名について
〃 2 会期の決定について
〃 3 議案第104号 宜野湾市消防職員 ^の の定員 任免、給与、服務等に関する条例を 廃止する条例について
〃 4 議案第105号 宜野湾市消防職員 ^の の勤務 時間、休日及び休暇に関する条

例を廃止する条例について

日程第5 議案第106号 宜野湾市都市計画審議会
条例について

日程第6 議案第107号 負担付きの寄附を受ける
ことについて

第2回宜野湾市議会定例会会期予定表

月	日	曜	種別	内 容
6	28	水	本	案件上程、説明、質疑
	29	木	本	案件上程、説明、質疑、付託、 <small>一般質問、議案提出</small>
	30	金	委	委員会活動
7	1	土	休	(市制施行十周年式典)
	2	日	休	
	3	月	本	一般質問
	4	火	委	
	5	水	委	
	6	木	本	質疑、委員長報告、結算
	7	金	本	議案、議決、議案、議決

議 長

定足数に達しないので、只今の議案
回野澤市議会定例会を閉会いたします。
直ちに本日の会議を閉じます。
(午前10時3分)

議 長

休憩いたします(午前10時4分)
再開いたします(午前10時14分)

議 長

日程第1、会議録署名議員の指名にか
き議題をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規
定により、議長を10名、5番の藤城正光君と
18番の大川昇君を指名いたします。

議 長

日程第2、会期の決定にかき議題を
いたします。会期定例会の会期は、本日
より7月7日までの8日間を
議決いたします。

(議決は12時5分)

議 長

休会議ありとせん。今期定例会の
会期は、本日6月28日から7月7日
までの8日間を決定いたします。

尚、10議りに決し。7月1日と曜日は、施政10周年式典があり、休会に決し、と思ひ。≡此の要議ごさいせらる。

(要議としこす)

議 兵
此要議ごさいせらる、休会に決し、況定に決し。

議 兵
日程等、議案等、104号消防職員
の定員、待遇、給与、服装等、(同)の条例に
關する条例に關する議題に決し。

議 兵
本案に對する理事者の趣旨説明を求め。

消防員
此説明申し上げ。最初、≡の廃止条例は、本案のら、5月15日の議会の旨、定案すべきもの、復、併、同、の、事、務、の、警、報、を、あ、り、ま、す、今、日、の、決、定、に、關、し、申、し、上、げ、を、思、ひ、ま、す。理、由、に、關、し、は、消、防、職、員、の、市、の、職、員、と、し、身、分、上、は、受、け、ら、れ、ま、す。又、定、員、に、關、し、は、市、の、定、数、条、例、に、關、し、は、消、防、組、織、法、に、關、し、は、小、市、に、關、し、は、服、装、等、に、關、し、は、職、員、

服装の整理については、今のところ、今の条例に
従って、今のままでいい。消防職員の服装の
必要のものはない。これを廃止していいという
ことは、提案はしていない。

前定員の各課係の配置については、
現定員の内、消防職員の平常の服装の
必要はない。服装規定はない。これをい
はすことは、今のところ、考えない。

以上、簡単に説明申し上げたい。服装の方
の質問に、回答はできないと思う。

議 長
本条に対する質疑を許す。

議 長
休憩 10時 30分
再開 10時 31分

議 長
議案第10号については、質疑事項に
対して、簡略に答える。必要議
あり。

(果敢として)

議 長
必要議あり。質疑事項に
対して、簡略に答える。必要議
あり。

議 決
議案第10号 尚野津市消防職員の定員、任免
給与、服務等に関する条例を廃止する条例
の案を 表決した。可決。

議 決
原案通り可決するべく 結果議 決した。

(異議なしと呼ぶ)

議 決
結果議 決した。議案第104号
の原案通り可決した。

議 決
日程第4 議案第105号 尚野津市消防職
員の勤務時間、休日及び休暇に関する条
例を廃止する条例の案を 議題とし
た。

議 決
本案に対する理事者の趣旨説明を求め
た。

消防長
説明を求めた。本案は条例第104号
の理由と大要を述べた。尚野津市職員
の休日及び休暇に関する条例は、市の

条例は、制定を以て取り替すこと、これには
この条例は必要ならぬといふ。廃止し、これ
いふうに考へらる。

次に、消防職員の中にも、隔日の勤
務者、1日ご1日勤務者が取りたい。この勤
務体制が一般職員と異なるところは、この
が、この点に注意し、勤務時間の割り振り
並に、休日、休暇、休憩時間等の睡眠時
間も含めたい。この割り振りかまじいとい
ふと思はれる。この点に注意し、規則
の制定は、これを以て、これを考へて取り
たい。既に、その点に注意し、今、細部につ
いて、審議中である。

以上、簡単に説明申し上げたい。何か、疑問
に、どうか、思はれる。

議 長

本案に対する質疑を許しう。

議 長

休憩は、15分(午後10時23分)

再開は、15分(午後10時24分)

議 長

本案の点に注意し、質疑を以て、討論を有
略し、これを以て、これを以て、これを以て、
これを以て、これを以て、これを以て、

(異議なし、手拍子)

建設部長

以上説明申し上げます。議案第106号市野津
 市都市計画審議会条例の施行。地方自治法
 (昭和22年4月17日法律第67号)第138条の4
 第三項の規定に基づき次の通り条例を制定
 する。昭和47年6月28日提出市野津市長 山本
 健一郎 により提出し、本文に入り出す
 けれども、案は案の方から連続がござります
 市町村審議会を設置せよと頂戴するに
 ござります。本件は建設省から出たもので
 あります。準則に基づき、このように
 本文は第2条から第10条まで、大まかに
 的説明の条文を表わしてあると思っております
 けれども、市野津市都市計画審議会の目的は
 ござります。一番の条の方から審議を
 合の主要な事項をござります。例として
 市街化区域と市街化調整区域の問題、
 或は土地の用途、施行条例の審議又は
 下水道事業、公園事業、街路の
 開拓認可関係の重要事項を審議する
 趣旨をござります。従って、目的は
 基づき、制定するにござります。
 本件は第10条は、都市計画法による
 都市施設の決定にこの案を審議する
 ことと、また、この審議の
 結果を市長に申し渡すこと、また、
 市長は、この審議の結果を市長に
 申し渡すこと、また、市長は、
 この審議の結果を市長に申し渡す
 こと、また、市長は、この審議の
 結果を市長に申し渡すこと、
 以上、説明申し上げます。

議 案
本案に対する質疑を許す。

議 案
休憩 11時15分 (予定10時29分)
再開 11時30分 (予定10時40分)

議 案
本案に対する質疑並びに討論を有略1
1表決に付す。と思ふ。必要議を
さす。

(要議を140分)

議 案
必要議をさす。質疑並びに討
論を有略に付す。表決に付す。

議 案
議案第106号市立経済学都市計画審議
会条例については、原案通り可決す。3=4に
必要議をさす。

(要議を140分)

議 案
必要議をさす。議案第106
号の原案通り可決す。是を以てす。

議 長

日程第6議案第107号負担付の界附を對する
3=4Kの114工程の1日です。

議 長

本案の対する理事者の説明を求めます。

建設部長

説明申し上げます。議案第107号負担付の界附を對する3=4Kの114。本件は普天向新市計画委員会が普天向地区内に於ける。新築回廊の添付を以てござりまするけれども、7本の道路は道路に認定を以て取りおせん。関係は現在普天向新市計画委員会が管理してござりまするけれども、今般といたしまして環境の好むにござりまする。その整備にござりまする。

その界附を納付する金額が5,815,000円にござりまする。従って11.07=1Aの17にござりまする。その7本の工事の3本が4,825,000円にござりまする。その4本は工事監督の行方なごにござりまする。職員の手不足等がござりまする。工事監督管理費は1,990,000円にござりまする。道路の新築の管理を1億にござりまする。その5,815,000円の一億界附を以て11.その路線に對しては7Kの114にござりまする。

総論. 地方自治法の96条第1項第8号の規定に照らし. 議会の議決に付すべきこと
うべき. 提案の二つは. 531(1)の審議
の件に照準し申し上げよう.
併せて二つは. 質疑に回答を申し上げ
たいと思つて. 以上商榷の順序を説明せ
たい.

議 長
本款に対する質疑を許す

議 長
休会 11時15分 (予定10時44分)
再開 11時25分 (予定10時46分)

議 長
議案第107号の件は. 質疑並に
討論を省略したいと思つて. 採
決を議する.

(採決 14時5分)

議 長
採決を議する. 質疑並に
討論を省略したい. 採決に付す

議 長
議案第107号の件は. 採決に付す
こと. 採決に付す. 採決に付す.

本日の議程ごとの議案。

(議案のしるし)

議案

本日の議程ごとの議案。右の議案は
議案。

議案

休職議案(議案10号 47号)
議案(議案11号 35号)

議案

本日の議程ごとの議案。本日の議程は全部終了
議案。議案(議案10号)は本日の議程に
議案(議案11号)は本日の議程に

議案(議案11号 36号)